

田原市飼い主のいない猫用捕獲器貸出に関する誓約書

田原市長 殿

捕獲器の使用の際には、以下の遵守事項等を守ることを誓います。

年 月 日

署名：

貸出期限	貸出日から３０日
遵守事項	・ 捕獲器を、不妊去勢手術を施すために飼い主のいない猫を捕獲する用途以外に使用しないこと。（補助金交付決定通知を受領するまで使用しないこと。） ・ 第三者の土地等に設置する場合、土地の所有者の承諾を得てから設置すること。 ・ 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど捕獲された猫の安全性に配慮した場所とすること。 ・ 貸出しを受けた捕獲器の維持管理は、責任を持って行うこと。 ・ 捕獲器を設置している間は、当該捕獲器の状況を１日１回以上確認すること。 ・ 捕獲器は、貸出期間内に洗浄して返却すること。 ・ 猫を捕獲した際は、速やかに当該猫を保護すること。 ・ 捕獲器を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
注意事項	・ 貸出しは無料とする。 ・ 捕獲に必要なエサ等の費用は自己負担とする。 ・ 貸出しを受けた捕獲器を滅失し、又はき損したときは、その損害について現物をもって賠償すること。 ・ 捕獲器の貸出しに際し、申請者が被った損害又は第三者に与えた損害について、市は一切の責めを負わないものとする。

（市記入欄）

貸出時	貸出日	年 月 日	貸出期限	年 月 日
	捕獲器番号	No.	受付担当	
返却時	返却日	年 月 日	受付担当	
	異常の有無	有（ ） 無		